

平 戸 市 監 査 公 表 第 102-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成 28 年 10 月 11 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

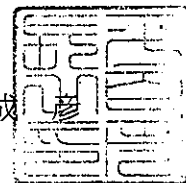
- 第1 監査の種類
地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく行政監査及び定期監査
- 第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局
平戸市役所田平支所 地域振興課
- 第3 監査の期間
平成27年4月30日～5月1日 2日間
- 第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容
別紙のとおり

28平田地第173号

平成28年 5 月18日

平戸市監査委員 戸田 幾嘉 様
同 松瀬 清 様

平戸市長 黒 田 成 彦



監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年度平戸市監査公表第102号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の種類 定期監査の結果	講じた措置
【指 導 事 項】 1. 執行伺い及び業者選定事務について 田平支所管内においては、地域住民からの環境整備に対する要望に基づき、道路維持、舗装、側溝整備、河川改良などの小規模工事が支所の事業として行われているが、130万円以下の工事の多くが、決裁規程により課長決裁となっているものの、管内を把握すべき立場である支所長の関与が、書面上ほとんど見当たらない。業務をより適正に行うためにも必要に応じて支所長の関与が求められる。 また、決裁文書の体裁として、執行伺いと業者選定伺いを対にして執行伺いだけを決裁文書としているが、ややもすると文書の差替えも可能となることから両方とも決裁をとる方法に改善されたい。 2. 各種工事請負契約事務について (1) 随意契約による工事設計書等の縦覧期間について 平戸市建設工事入札執行事務等処理規程では、設計金額が500万円未満の場合は2日以上と定められているが、検査した中には、わずか1日間で2件、2日間（翌々日の午後1時まで）に提出として、丸2日間はない）が4件、複数箇所を1件として計上したにもかかわらず3日間（実質2日半）が2件散見された。住民生活に密着した環境整備事業であり、緊急性も伺えない事業であるので、見積額の信頼性を高めるためにも余裕ある発注に心がけるべきである。 (2) 契約変更について	地域要望等に係わる工事は、支所長も把握している。決裁規定により書類上では関与が見えない状況となっている。 また、「執行伺い」「業者選定伺い」については、別決裁としています。 規程を遵守し、適正な事務処理を行うよう改善しています。 発注者は、発注関係事務を適切に実施す

2割を超える契約変更がいくつか散見されたが、中には40%増額が1件、55%増額が1件、60%以上が2件あった。いずれも変更理由は現場における必要とされる追加発注を記載してあるものの、その必要性等については、緊急性あるいはやむをえない事情を確認できなかった。平戸市建設工事入札執行事務等処理規程では、130万円以下の工事の場合は、設計変更の特例はあるものの、中には設計段階で充分現場を精査しておれば大幅増額はしなくてもすむ工事もあったと思えるので、今後の事業推進においては、現場の充分な状況把握に基いて設計を行い、安易な大幅変更は慎むべきである。

24年度施工市道旧県道小崎線外道路改良工事（63%増額）

25年度施工市道上亀線道路改良工事（60%増額）

（3）契約書・請書・完成写真等の確認について

業者から提出された契約書や届出等の中には、工事完成確認書中、請負金額や請書工期の記載誤りがいくつか見受けられたので、担当課での十分な確認が必要である。また、完成写真についても、業者によって出来・不出来が顕著であるので、日頃から業者に対する指導監督をその都度お願いしたい。

3. 保守点検及び法定点検に基づく修繕工事に対する処理方法について

る責務があるが、地区要望の目的を達成するためには、変更が必要となる場合が多々あり設計価格の低い工事の契約変更は増額率が大幅となる場合もあります。

市道旧県道小崎線外道路改良工事については、当初設計ではU字溝敷設 18mであったが、工事区間外にも埋設してある既設のヒューム管に泥がつまり全線不通となっていたため改修延長を 30mに変更する必要がありました。

当初 661,500 円 増額 420,000 円 変更後 1,081,500 円

また、市道上亀線道路改良工事については、直接排水路へ繋げる予定であったが、山林部の途中において急勾配であったため繋手や集水枳が必要となり流量が大きくなることから水路工の追加も必要がありました。

当初 798,000 円 増額 499,800 円 変更後 1,297,800 円

今後は、契約金額が大幅に増えるような変更契約を締結することがないように、当初の設計等は慎重に行うものとししました。

受注業者には提出書類の改善を求めると共に担当者によるチェックを十分に行います。また、工事写真については、第三者でも確認できるよう着工前・後の撮影位置の統一を求めます。

発注伺・業者選定伺を行い、修繕工事を行なうよう改善しました。

各委託契約に基づく指摘事項に対する修繕工事の発注にあたり、支払伝票の写しは残っているが、その根拠となる発注伺いが確認できなかったのもので、今後は、何に基づく発注なのかも含めて、別途発注伺いの整備が必要である。

4. 田平支所庁舎清掃業務の委託契約について

平成25年4月15日に業務の見積書提出を依頼し、4月19日を見積書の提出期限としているが、契約書の契約期間が平成25年4月1日から平成26年3月31日までとなっている。しかも、落札者決定通知書には、見積開札日時が平成25年4月1日となっており、矛盾が生じている。また、契約書の日付は、鉛筆書きとなっていたため、適正な事務処理を心がけていただきたい。

5. その他軽微な事務処理について

(1) 公有財産目的外使用許可申請書について

農林水産課から提出された申請書に使用期間が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの目的欄に全国和牛能力共進会及び平戸牛PR看板設置のためとあるが、全国和牛能力共進会は終了しており、看板の表示も変えられている。申請書の内容をよく確認するなど、適正な事務処理を心がけていただきたい。

(2) 税証明関係綴

税証明申請書にある本人確認欄にチェックが入っていないものが散見された。事後のトラブルを避けるためにも確実な処理が必要である。

年度当初から委託契約が必要な業務については、準備行為として年度前から見積書提出依頼を行なうなど日付等に矛盾が生じないように改善します。

また、契約書の締結についても適正な事務処理に改善します。

公有財産使用許可書（農林水産課提出）の使用目的を変更するよう依頼します。

窓口では、本人確認を行なっているものの申請書の本人確認項目の記入漏れがありました、今後は記入漏れがないよう確実な処理を行ないます。

(3) 備品台帳 処分、保管換えなど関係部署に提出すべき書類等は整備されているものの、備品台帳へ記載漏れと思われるものがあるので適切な処理を行うこと。 【意 見】 1. 防火管理者について 自衛消防訓練については、自衛消防組織により平成26年11月21日に、支所及びたびら活性化施設を対象として実施しているが、班長が防火管理者となっており、その指揮権限、責任を考えると防火管理者は管理職によることが望ましい。	処分、保管換え、追加、7件が備品台帳へ記載漏れとなっていたため備品台帳を修正しました。 管理職が、防火管理者講習会で資格を取得し防火管理者を変更します。
---	--